

指名停止措置

青木あすなろ建設株式会社は、発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結したことにより、令和5年3月17日に、関東地方整備局から営業停止処分を受けたため。

ついては、安芸市建設工事等請負業者指名停止措置要綱別表第2第4項（不正又は不誠実な行為）に該当するため指名停止を行う。

指名停止業者及び指名停止措置期間

番号	商号及び名称	代表者職氏名	主たる営業所の所在地	指名停止期間
1	青木あすなろ建設株式会社	代表取締役社長 辻井靖	東京都千代田区神田 美土代町1	令和5年4月13日から令和5年7月10日まで